

令和 7 年度 第 4 回 彦根市総合政策推進協議会 会議録

日 時	令和 7 年(2025 年)11 月 27 日(木) 14:00~15:00
場 所	彦根市役所 5 階 第 1 委員会室
出席委員	井手会長、中川委員、佐藤委員、的場委員、轟委員、水口委員、外海委員、高橋委員、田中委員

○企画振興部次長

大変お待たせいたしました。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、第 4 回彦根市総合政策推進協議会を開催させていただきます。

申し遅れましたが、企画振興部次長の種村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

「彦根市総合政策推進協議会設置要綱」第 6 条第 2 項に、「協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。」という規定がございます。

本日は 11 名の委員の内、9 人がご出席ですので、会議が成立しますことをご報告申し上げます。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。次第、その裏面に委員名簿、事前に送付しました「資料 1 彦根市総合計画中期基本計画素案（見え消し）」、「資料 2 事前質問・意見に対する回答一覧」となります。

また、追加資料として「素案の追加修正分」を配布しております。

不足等はございませんでしょうか。

それでは、本日の議事の進行について井手会長にお願いいたします。

前回同様、ご意見がある方は、挙手の上、会長の許可を得てからご発言願います。

○会長

それでは、ここからは「彦根市総合計画中期基本計画素案」の各章の内容に移ります。

本日は中期基本計画素案の第 3 章から第 5 章を議題といたします。

まずは、前回同様に、各部会長から 1 部会あたり 5 分から 10 分程度を目安に、前期基本計画からの主な変更点を中心に、中期基本計画素案の内容についてご説明をお願いします。

その後、委員の皆さまから意見を伺ってまいります。

なお、今回の協議会は、これまで実施してきた施策評価の結果を踏まえ、委員の皆さまの専門的なご見地からご意見をいただき、中期基本計画に反映させることを目的としております。

また、本日は章ごとに議論を進めてまいります関係で、出席者は、各部会の部会長・副部会長・とりまとめ責任者および取りまとめ担当課長としております。

つきましては、各施策のより詳細なご意見につきましては、説明員が出席しておりませんため、部会に持ち帰り、部会内で検討を進めていただくようお願いします。

それでは、第3章から説明をお願いします。

○第3部会長

第3部会についてご説明いたします。

57ページからの第3章で、10の施策となります。

まず、10施策の共通した修正点ですが、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に5類へ移行したことから、これに関する記述を削除しました。また、「関連する個別計画等」については、終了した計画を削除し、新たに策定された計画を追加しております。

次に、施策ごとの主な変更点を申し上げます。

はじめに59ページからの「世界遺産登録の推進」です。

彦根城の世界遺産登録については、令和5年度から6年度にかけてイコモスの事前評価対応、令和7年度に国内推薦の見送りがあったことから、59ページ下段の「指標」について、令和6年度の基準値を「事前評価対応」、令和11年度の目標値を「登録」と修正しました。

また、60ページの「主な取組」については、令和8年度に国内推薦、令和9年度にイコモスの現地調査を受け、令和10年度に世界遺産に登録される見込みであることから、イコモスの現地調査対応や、世界遺産登録後を見すえたオーバーツーリズム対策をはじめとする各種まちづくり事業を記載しました。

次に61ページからの「歴史文化遺産の保存・活用・共生の推進」です。

従来の保存・修復中心の取組から、文化財活用の取組にもより力を入れることとし、62ページの「めざす姿」「4年後の目標」、63ページの「主な取組」等で「活用」の文言を追記しました。

また、63ページの「指標」についても「文化財の活用事業数」を追加しました。文化財課の所管施設や彦根城博物館などの展示、イベント、物販などの取組を対象としており、文化財を身近に感じてもらう機会の創出を進めたいと考えております。

次に65ページからの「景観形成の推進」です。

前期計画期間中に景観条例・屋外広告物条例の改正、および景観計画の改定を完了したことから、内容の時点修正を行い、あわせて、説明をより分かりやすく整理しました。

また、66ページの「指標」につきましては、前期計画において、取り組みを終えた2つの指標（「景観形成地域・地区の指定件数」「景観条例、景観形成基準および屋外広告物許可基準」）を削除し、「歴史まちづくり取組件数」を新たに追加しました。

次に68ページからの「文化・芸術の振興」です。

69ページの「4年後の目標」として、令和5年4月に施行した「井伊直弼の功績を尊び、茶の湯・一期一会の文化を広める条例」に基づき、目標を同条例に沿った内容に改めまし

た。

同ページ中段の「指標」については、出品者の高齢化が進み、年々出品者数が減少していた「美術展覧会出品数」を削除し、茶の湯条例制定に伴う、お茶に関する事業（市が後援するお茶事業や広く市民を対象としたお茶事業など）への協力件数を追加しました。

次に 71 ページからの「観光の振興」です。

72 ページ中段の「指標」について、客観的な指標になりにくかった、「観光客満足度（日本人）」を削除し、総合戦略の指標であった「観光消費額」と、「ひこにゃん商標使用件数」を追加しました。

同ページ下段の「主な取組」では、「1. 観光資源の活用」の 4 項目目で、レンタサイクル事業を廃止したため、文言を削除し、広域連携を進めていることから、文言を追加しました。

次に 74 ページからの「スポーツの振興」です。

今年度、国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会が開催されたことから、これらの大会に向けた記述を削除しました。

75 ページ上段の「指標」については、県大会以上の、市外から参加者が集う大会、および市外からの観客が見込める興行の参加人数の合計を「広域スポーツ大会、興行の参加人数」として新たに設定しました。

また、「主な取組」については、「1. スポーツ・レクリエーションの促進」について、1 項目目の社会体育関係団体活動支援事業を、事業内容を踏まえ、より適切な項目である「3. 競技力の向上」の取組に変更し、学区スポーツ振興会が行う、スポーツ・レクリエーション事業に対する支援を追記しました。

次に 77 ページからの「農林水産業の振興」です。

77 ページの「現状と課題」「めざす姿」では、地産地消の促進に関する内容について、「施策番号 5-2-2 広域連携の推進」において記載していることから、重複した内容の見直しを行い、各項目の文言の削除を行いました。同様に、78 ページ中段の「指標」についても、『「地産地消の店」認証件数』を削除しました。

また、農村環境保全活動に関する取り組みについて、77 ページ下段の「めざす姿」や、78 ページ上段の「4 年後の目標」に記載があるものの、これまで指標には計上されていなかったことから、新たに追加するもので、78 ページ下段「主な取組」も、「1」を「生産基盤の強化と農地保全の推進」に変更するとともに、2 項目目に追記修正を行っています。

また、79 ページの関連する個別計画等について、令和 5 年度から 6 年度にかけて、市内各農村集落を中心とした農地の集約に関する「彦根市農地利用地域計画」を作成したことから、追記したものです。

次に 80 ページからの「商業・工業・サービス業の振興」です。

令和 7 年 4 月施行の企業立地促進条例の改正、同年 10 月施行の工場立地法準則条例制定を踏まえ、80 ページの「現状と課題」の下段、81 ページの「4 年後の目標」の 4 項目に、

企業誘致を一層推進し、産業基盤の強化と地域経済の活性化を図る方向を明記しました。

次に 83 ページからの「創業・新産業創出の推進」です。

83 ページ中段「4 年後の目標」では、事業中止となった長期有給インターンシップに関する記載を削除し、創業セミナーやイベントの取組の記載に変更しました。また、同ページ下段の「指標」についても、長期有給インターンシップ関係の 2 つの指標を削除しました。

84 ページの「主な取組」では、「2 新産業創出推進」で、中央町別館について、整備が完了していることから、整備に関する文言を削除し、テレワークオフィスの運営に関する文言を追記しました。また、長期有給インターンシップ関連の関する記載を削除しました。

「主な取組」の下段の「多様な主体との連携による取組」では、地域おこし協力隊に関しては事業終了につき削除し、IT 産業誘致については、ローカル 5G の導入等は予算的に実現不可能であるため削除しました。

最後に 85 ページからの「就労機会・就労環境の充実」です。

86 ページの「指標」について、「有効求人倍率（彦根管内）」と「彦根地域勤労者互助会の会員事業所数」を新たに指標に加え、雇用情勢の把握と働きやすい環境づくりの促進を図ります。

以上で、第 3 部会の各施策の主な変更点の説明とさせていただきます。

続きまして、事前質問・意見に対する回答について、関係課から説明させていただきます。

○地域経済振興課長

資料 2 の 1 ページをお願いします。

問 1 につきましては、複数課にまたがる内容ですので、代表して私の方で、お答えさせていただきます。

ご意見としましては、68 ページからの「文化・芸術の振興」、71 ページからの「観光の振興」について、新たに「お茶に関する事業への協力件数」や「ひこにゃん商標使用件数」が指標として設定されているものの、目標値達成のための具体的な取組が記されていないこと、また、前期計画から継続する指標にも同様に、対応する取組内容が明確でない例（86 ページの次世代育成支援法に基づく行動計画策定事業所数など）がみられる。

このままでは、市民が取組と成果の結びつきを理解しにくく、計画の説得力が弱まるおそれがあることから、計画の一貫性や実効性、市民の納得性の向上等の観点から、各指標に対応する取組を明示する必要があるのではないかとの、ご意見を頂いたものです。

こちらの回答としまして、「お茶に関する事業への協力件数」につきましては、委員ご指摘のとおり、KPI 指標達成のための具体的な取組内容を示すべきと考えておりますので、以下に記載のとおり、新たに取り組み内容を追記いたします。

次に「ひこにゃん」につきましては、「彦根城」と並ぶ本市の代表的な観光資源であると

捉えており、既に 72 ページ下段の「主な取組」の「1. 観光資源の活用」の 3 項目の取組の中で、活用を図る具体的な観光資源の例として記載させていただいているところですが、委員のご指摘も踏まえ、以下の記載の取組内容を追記することとします。

また、「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定事業所数」につきましても、86 ページの「主な取組」の「1. 雇用環境の充実」の 2 項目目を以下の記載のとおり修正するとともに、「一般事業主行動計画」について、「用語解説」に追記します。

なお、一部の指標については、「主な取組」との対応が記載上見えにくい場合がありますが、指標の中には複数の取組の総合的な効果を反映するものもあり、必ずしも一対一で対応しない性質のものもございます。

ただし、ご指摘のとおり各指標に対する取組が明確な場合には、分かりやすい記述の工夫・整理に努めてまいりたいと考えております。

○スポーツ振興課長

事前質問の 2 番目、「スポーツの振興」の指標にあげられた、広域スポーツとは何か、説明を補ったほうがよいのでは、についてお答えさせていただきます。

「広域スポーツ」とは、様々な意味で捉えられる用語となります、本計画においては、市外からも参加者が集う、大規模な大会、イベントを対象としており、具体的には、県大会、近畿大会、全国大会もしくはそれ以上の大会を想定しております。

1 つ目の指標にある「地域スポーツ」が、主に地域住民を対象とした、市もしくは市の関連団体が主催する活動であるものと区別するために「広域スポーツ」としたものでございます。

ご指摘いただきましたとおり、定義がわかりにくうことから、76 ページ、主な取組の「5. スポーツツーリズムの推進」に関連がありますので、事前質問に対する回答のとおり、□(カク)の 2 つ目の冒頭に、説明文を追記させていただきます。

○地域経済振興課長

事前質問の 3 番目、85 ページからの「就労機会・就労環境の充実」について、85 ページの「現状と課題」の冒頭にある「高校・大学新卒者の就職は」で始まる段落について、文章全体の構文関係が不明確になので、説明部分を補うなど、文章の修正が必要ではないかとのご意見をいただきました。

こちらの回答としましては、ご指摘を受けて、当該段落を以下の記載のとおり修正いたします。以上で、第 3 部会に関する事前質問・意見に対する回答についての説明とさせていただきます。

○会長

ありがとうございます。それでは、第 3 章の素案について、皆さんからご意見はありま

すか。

○田中委員

この素案を拝見しますと、例えば 68 ページからの 3-1-4 「文化・芸術の振興」でも「子どもたち」といった言葉が見られ、子どもを一番に考え、次世代に寄り添った計画だと感じております。

しかし、気になるお話を伺いました。例えば、「文化祭協賛行事数」について、4 年後の目標等は数値として上がっているのですが、市民音楽祭が年 2 回であったものが 1 回しか実施できないというお話を伺ったところです。

これは、文化プラザの指定管理料が 1,000 万単位で減額され、それを埋めるための文化プラザの使用料が今までの 1.5 倍になることが大きく関わっています。

これにより、団体が費用を負担しなくてはいけなくなると、参加を望んでいてもできない団体も出てくるのではないかと懸念します。

子どもや次世代の願いを反映しようとするご支援は大変ありがたいのですが、こうした現実的な問題、来年度からの心配があるということをご視野に入れて、施策をお考えいただけたとありがたいです。以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。ご意見を踏まえ、可能な限り反映していただければと思います。他にいかがでしょうか。

○的場委員

施策 3-2-1 「観光の振興」のところですが、「現状と課題」のところでオーバーツーリズムについて課題に挙げられているにもかかわらず、指標のところでは基本的に観光客を増やすというものしかありません。

私は京都から来ており、オーバーツーリズムは住民にとって大変な問題だと認識しています。

交通渋滞の緩和など、オーバーツーリズム対策の指標もご検討された方が良いのではないかでしょうか。こちらはご意見です。

○会長

ありがとうございます。そうしましたら、この点を参考に考えていただければと思います。他にいかがでしょうか。

○轟委員

3 点発言させていただきます。

1点目は、資料1の60ページ中段の「新たなモビリティの導入を検討・研究」について、現在、実際どういう形で検討されているのか教えてください。

2点目は、63ページ「文化財の保存と活用」に関連して、俳遊館について、現在市としてどのような対応を考えていらっしゃるのか、補足説明をいただければと思います。

3点目は、78ページの農村部集落での「農地利用地域計画」について、集落内の空き家問題など宅地等について、担当課と都市計画課や住宅課との協議はどのような形で進められていますでしょうか。

以上3点お願ひいたします。

○会長

ありがとうございます。それでは1点目の「新たなモビリティの導入を検討・研究」から回答をお願いします。

○観光交流課長

新たなモビリティの検討についてですが、これまで実施していたレンタサイクル事業を中止させていただいた経緯から、二次交通の部分で検討しなければならないと考えております。

自動運転など様々な技術は出ておりますが、財政的な負担もございますので、そういった新たな技術の進展の情報収集を進めながら、できるものを研究していく形にならうかと思いますので、ご理解をお願いいたします。

次に、俳遊館につきましては、市の方針として申し上げますと、周辺の方に不安を与える状況がございます。

外壁の剥落などもございまして、市としては解体という方針で、9月議会に補正予算案も提出させていただき、お認めをいただいております。

その一方で、保存ができないかという団体さんのお申し入れ等もいただいており、活用したいというご意見もございます。

活用については、周辺の環境も変わりますので、まず周辺の方のご理解をいただけるかどうかです。

現在、市は解体の方で動いておりますが、保存活用を考えていらっしゃる方向でしっかりと周辺の同意等がいただければ、お話を伺うことはできる状況でございます。

ただ、耐震基準を満たさない建物が建っている状況は依然として残っておりますので、いつまでも待つことはできません。市の方針はそういった形でございますので、ご理解をお願いいたします。

○農林水産課長

78ページの「彦根市農地利用地域計画」の件ですが、この計画は、優良な農地を担い手

の農家さんに集積して効率化を図ることを目的としています。従いまして、委員ご質問の集落内の宅地や空き家などの利用について、計画の目的が異なりますので関係部局との協議はしておりません。以上でございます。

○轟委員

ありがとうございます。農地の地域計画自体の趣旨は分かりました。先ほど申し上げたのは意見ですが、担い手や次世代がどういう形でその集落に住まわれるのかということも非常に大きな課題です。

特に都市計画の関連でいうと、集落内の空き家についても引き継ぎがうまくいっていない実情がありますので、都市計画課や住宅課と連携を図りながら、集落の生活環境と営農環境を一体的に考え、検討していくことを期待したいと思います。

連携を図っていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○会長

ありがとうございます。ご意見として参考にしていただければと思います。

○観光交流課長

先ほど的場委員からご意見のありましたオーバーツーリズム対策についてお答えさせていただきます。

現状を申し上げますと、令和6年度のインバウンドは日本過去最高との報道がありますが、残念ながら滋賀県はまだその恩恵を十分に受けられていない状況です。

インバウンド外国人の来客数もコロナ前までは戻りきっていない状況がございます。

世界遺産登録が実現すれば、国内外問わずお客様が増えることを期待しておりますが、まだコロナ前に戻っていない状況でございますので、指標としては「増やす」「獲得する」「来ていただく」ことを中心に考えているところでございます。

ただ、オーバーツーリズム対策というのも今後出てくる課題かと思いますので、関係部署と連携し、研究したいと考えております。以上でございます。

○的場委員

ありがとうございます。

今、オーバーツーリズムの懸念は「ない」というわけではないとのことでしたが、71ページの「現状と課題」のところにはオーバーツーリズムを抱えているという記述があります。

この記述と現状認識に矛盾はないでしょうか。

○観光交流課長

オーバーツーリズムの可能性がないと申し上げているわけではありません。

コロナ前に戻りきっていない状況と合わせて、世界遺産登録となりましたら、先に登録された地域の経験を踏まえながら吸収したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○的場委員

分かりました。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

○佐藤委員

1点だけですが、69ページについてです。

美術展の出品数が伸びないので指標から削除したことや、文化祭が縮小するという話があつたことを踏まえると、4年後の目標に「協賛数の増加」といった数値がメインに掲げられているのは整合していないように思いました。

目標を「事業の充実」などにした方が良いのではないでどうか。

○会長

ありがとうございます。ご意見を参考にしていただければと思います。その他、ご質問やご意見はありますでしょうか。

そうしましたら、以上をもちまして第3章については終わらせていただきます。ここで職員の入れ替えをいたします。お願ひいたします。

(説明員入替)

それでは、第4章の説明をお願いします。

○第4部会長

それでは、第4章につきまして、最初に各施策の主な変更点を私の方からご説明し、その後、事前質問をいただいた回答を各担当課からご説明させていただきます。

ご質問を多くいただきましたことから、全体の説明が少し長くなりますが、どうぞよろしくお願ひします。

第4章では、政策の方向性を「豊かな自然と共生し、安全、安心で快適なまち」とし、「環境形成」、「都市基盤」、そして「安全・安心」の3つの分野から、13の施策で構成しております。

92 ページをご覧ください。施策番号 4-1-1 「持続可能な都市形成」についてです。

主な変更点としては、4 年後の目標にコンパクトシティの方針に基づいて整備を進めております（仮称）図書館中部館について、2 項目目の南彦根駅周辺の都市形成の部分に加えております。

94 ページの指標については、引き続き立地適正化計画の人口密度の指標を示し、市街化調整区域における地区計画の箇所数も時点修正しております。

その他、現時点での事業進捗などを考慮して、語句の修正をしております。

96 ページ、施策番号 4-1-2 「公共交通ネットワークの充実」についてです。

主な変更点としては、現状と課題において、予約型乗合タクシーの行政負担が課題となっておりますので、2 項目において行政負担の抑制につながる運行システムの部分を追記しております。

その他、97 ページの指標については時点修正を、主な取組みでは、4. 予約型乗合タクシーの運行において、新たな運行システムへの移行についても記載しております。

次に、99 ページ、施策番号 4-1-3 「生活環境・自然環境の保全と創出」についてです。

こちらについては、100 ページの指標について、時点修正をしておりますのと各文末の表現を少し修正しております。

次に、102 ページ、施策番号 4-1-4 「低炭素社会・循環型社会の構築」についてです。

主な変更点としては、めざす姿において、新ごみ処理施設および現有施設の清掃センターに関することについて、現在の検討状況に応じた語句の修正をするとともに、103 ページの 4 年後の目標においても、現時点の状況に応じた内容を記載しております。

また、指標についても時点修正をしており、各文末の語句についても少し修正しております。

次に、105 ページ、施策番号 4-2-1 「住宅施策の推進」についてです。

主な変更点としては、106 ページになりますが、指標について、上の 2 項目について時点修正するとともに、空き家の活用に関する指標がありませんでしたので、新たに「空き家バンクの成約件数」を追加しております。

また、107 ページ多様な主体との連携による取組では、民間との連携が空き家の解消にとっては重要と考えておりますので、空家等管理活用法人との連携について、追記しております。

次に、108 ページ、施策番号 4-2-2 「上下水道の整備・充実」についてです。

主な変更点としては、現状と課題について、2 項目において送水管の耐震化について追記しております。

109 ページの指標については、時点修正するとともに、その他、各箇所の時点修正と語句の修正をしております。

次に、112 ページをお願いします。施策番号 4-2-3 「公園緑地の整備」についてです。

主な変更点としては、各箇所において公園の名称が確定していますので、公園名を修正

しているとともに、113 ページの指標においては、時点修正をしております。

また、主な取組においては、1. 都市公園の整備に加え活用を記載し、公園の整備の方針から公園の活用の方針に転換するような表現に修正しております。

次に、修正分の資料の方になりますが、115 ページをお願いします。施策番号 4-2-4 「道路の整備」についてです。

今回の修正は、第 2 回協議会でのご指摘を踏まえ、事業成果を示す指標への見直しを検討いたしました。

まず、幹線道路の整備促進につきましては、道路が全線完成しなければ十分な効果を得ることができないことから、引き続き、事業の進捗状況を示す道路整備率とし、基準および目標値を時点修正しています。

次に、橋梁の維持管理につきましては、「早期・緊急措置が必要な橋梁数」に変更し、対策を要する橋りょう数の改善状況を明確にしております。

次に、歩道のバリアフリー化につきましては、中期基本計画期間内に重点地区において新たに整備を行う路線がないため削除いたしました。

続いて、117 ページの多様な主体との連携による取組の変更です。

これまで記載していた都市計画道路原松原線等の幹線道路整備につきましては、すでに整備が完了したため、(仮称) 犬上川右岸道路の整備促進に改めました。

次に、118 ページをお願いします。施策番号 4-3-1 「危機管理対策の推進」についてです。

こちらは、マニュアルに沿っての語句の修正と指標の時点修正などを行っています。

次に、121 ページ、施策番号 4-3-2 「消防・救急体制の充実」についてです。

主な変更点としては、122 ページ、4 年後の目標において、救急救命士と認定救命士の乗車率の現状を示すとともに、指標については時点修正を、主な取組においては、7. 通信指令業務の広域的な連携に高度化の推進を加え、具体的な設備を明記したうえで標準仕様化を進めると修正しています。

次に、修正分の資料の方になりますが、124 ページ、施策番号 4-3-3 「水害・土砂災害対策の推進」についてです。

第 2 回の本協議会でのご指摘を踏まえ、事業成果を示す指標への見直しを検討いたしました。

まず、浸水害対策下水道事業につきましては、「雨水対策の整備率」としていましたが、「計画区域における浸水対策が進んだ面積」に変更いたしました。

次に、急傾斜地崩壊対策事業につきましては、「整備率」から「戸数」に変更しております。

続いて、125 ページ、多様な主体との連携による取組において、宅地造成などの開発行為について、官民協同での水害対策に努めることを追記しております。

次に、127 ページ、施策番号 4-3-4 「生活者の保護・安全対策の推進」についてです。

主な変更点としては、現状と課題、128 ページのめざす姿、4 年後の目標について、現時

点で再整理をして記載しております。また、指標においては、刑法犯認知件数から彦根市内犯罪率に見直すことで、修正しております。

主な取組においては、内容を再検証して語句の修正を行っていますが、4. 防犯施設の整備充実においては、防犯カメラについて追記しております。

全体説明の最後になりますが、130 ページをお願いします。施策番号 4-3-5 「交通安全対策の推進」についてです。

主な変更点としては、131 ページの指標につきまして時点修正をしており、主な取組において、運転免許証の自主返納について、支援から推進へと修正しているとともに、文中の表現も少し修正しております。

以上、全体の概要となりますが、このあと、事前質問をいただいた内容に関して、各施策の取りまとめ担当課よりご説明させていただきます。

○都市計画課長

まず、資料 2 の 4 ページの No.1 では、施策番号 4-1-1 「持続可能な都市形成」に関して、井出会長より、「(仮称) 図書館中部館」という名称がこの項にしかなく、用語の統一を図り、表記を整理されたい旨のご意見をいただいております。「(仮称) 図書館中部館」は、「旧ひこね燐ばれす」を図書館として整備するものであり、彦根市図書館整備基本計画においてこの表現がございます。従いまして本計画においては、「(仮称) 図書館中部館」として記載することとし、第 1 章の施策番号 1-2-6 「生涯学習・社会教育の推進」における該当箇所を改めます。

○生活環境課長

次に、No.2 では、施策番号 4-1-3 「生活環境・自然環境の保全と創出」に関して、本施策の指標のひとつに掲げられている「ホタルの確認場所数・町数」に関して、生息状況の把握にとどまらず、地域ぐるみで良好な水辺環境を創出・維持する活動や、そのような取組を促す啓発・支援事業なども併せて検討・推進していただきたいというご意見に対しまして、ホタルの生息域を拡大していくためには、まずは市民の水環境への関心を高める必要があると考えており、主な取組欄の「多様な主体との連携による取組」でも記載しておりますとおり、現在は、彦根市環境保全指導員連絡会議や快適環境づくりをすすめる会、彦根自然観察の会と連携し、生活排水の水質調査や自然観察会の開催など、自然環境の維持・保全に向けた取組を実施しているところでございます。

今後も、ホタルが多く見られるような良好な水辺環境の創出・維持に向けて、記載の各種団体と連携した取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、施策番号 4-1-4 「低炭素社会・循環型社会の構築」に関して、No.3-1 では、新ごみ処理施設の記述が示す「めざす姿」は、どの時点での到達を想定されているのか。また、この部分の表現は、近未来の進捗状況を示しているように読め、やや異質な印象を受ける

ため、他の施策項目と同様の時間軸・視点に基づいた表現に整理されることを検討いただきたいというご意見に対しまして、中期基本計画の策定にあたっては、彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略の総合戦略を基本計画に統合して一体的に取り組むこととなったことから、基本構想の終期である令和15年度時点の到達を想定しています。

新ごみ処理施設の整備については、令和17年度中の供用開始を目指して、現在、彦根愛知大上広域行政組合において、構成市町1市4町とも連携しながら検討が進められているものですが、現状として、施設の建設地や処理方式もまだ決定していない状況でありますことから、まだ具体的な記述が難しく、このような表現としているものでございます。

5ページのNo.3-2では、「主な取組」において、市としての温暖化対策に関する基本的かつ包括的な実行計画であり、関連施策を推進するうえで極めて重要な位置づけにある「彦根市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」との関係や連携について言及を加えることが望ましいのではないかとのご意見に対しまして、「主な取組」には、市が中心となって進める取組の「1.環境に配慮した行動・活動の推進」、「2.エネルギーの有効利用」のように、実行計画（区域施策編）の内容も踏まえた取組内容を記載しており、その上位計画である「第3期彦根市環境基本計画および地域行動計画」とも整合がとれております。

しかしながら、ご指摘のとおり、「関連する個別計画等」に実行計画（区域施策編）を記載できておりませんので、追記いたします。

No.3-3では、「主な取組」の「6漂着ごみ対策の推進」に、「関係機関や大学、地域住民などと連携して、琵琶湖の漂着ごみについて調査・情報収集を行い、漂着ごみ削減に向けた体制の構築に努めます。」と記されているものの、これだけでは漂着ごみそのものの削減には直結しにくいように思われるというご意見に対しまして、漂着ごみ対策については、「調査・情報収集」と「漂着ごみ削減に向けた対策強化」の2つを重点的に進めることとしており、主な取組欄の「6漂着ごみ対策の推進」の2項目が、削減に向けた対策に当たる部分となります。

ご指摘の漂着ごみ削減については、従来から実施している出前講座のほか、今年度は試行的にひこにやんをデザインしたバイオマスプラスチック製ボランティア袋を作成し、清掃をしていただく方に、袋の配布等を通じて、ポイ捨ての防止やごみの持ち帰りなどの啓発を進めているところでございます。

5ページから6ページに渡りますが、No.3-4では、生ごみを中心としたごみ削減に関する普及・推進活動を行う団体として設置されている「彦根市ごみ削減推進協議会」について言及がないのは気になり、同協議会の存在や活動を位置付けておくことが望ましいのではないかとのご意見に対しまして、彦根市ごみ削減推進協議会は、大きな括りとしては「多様な主体との連携による取組」に記載する「簡易生ごみ処理普及啓発団体」に該当しますが、各団体の代表者等が別個に組織を構成し、ごみ削減の普及啓発活動に取り組んでいるものであることから、ご意見を受けまして、『「彦根市ごみ削減推進協議会』による生ごみの堆肥化手法やごみの分別に関する講習会の開催や出前講座等の普及啓発活動の実施によ

り、ごみ全般の減量および資源化を進める』旨を追記いたします。

○都市計画課長

次に、6ページのNo.4では、施策番号4-2-3「公園緑地の整備」に関して、井出会長より、指標「市民による公園管理の進捗状況」について、どのような取り組みや活動を「市民による公園管理」としてカウントするのか、また、数値をどのように算出するのか説明されたい旨のご意見をいただきております。「市民による公園管理」は、公園内の除草など維持管理への参画を指しており、指標名欄に「草刈り等の日常管理に自治会の協力が得られた公園数」を「都市計画公園や宅地造成で整備された公園総数」で除したものとする算定定義を追記いたします。

○危機管理課長

次に、施策番号4-3-1「危機管理対策の推進」に関して、No.5-1では、「自主防災組織活動カバー率」につきまして、指標の数値の算出について、説明文を補っていただきたいとのご意見をいただきました。

ご指摘のとおりと考えますことから、注釈を入れて用語集に追加するなどの対応をさせていただきます。

ちなみに、「自主防災組織活動カバー率」とは、市内の全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合のことで、全国的に自主防災活動の広がり具合を示す指標として、採用されているものとなっております。

続きまして、No.5-2では、「災害時応援協定」につきまして、「4年後の目標」・「主な取組」・「指標」の記述について整合を図り、協定の意図を明確にし、記述に矛盾がないように整理されることを望みますとのご意見をいただきました。

こちらのご意見につきまして、本市としましては「応援協定」について、質・量ともに充実したいと考えているところであり、確かに、ご指摘のとおり現状の記述ではそういったことが明確でないと思われますので、「4年後の目標」および「主な取組」を修正し、「質・量ともに充実させる」ということを明記する方向で、修正させていただきます。

続きまして、6ページから7ページに渡りますが、No.5-3では、「要配慮者支援体制の推進」につきまして、主な取組について、即応的な行動を表す表現であることを踏まえて、「進める」よりも「行う」または「実施する」といった語の方が文意として適切ではないかとのご意見をいただきました。

こちらのご意見につきまして、ご指摘のとおりと考えますことから、従来の「行います」という記述に戻させていただきます。

○消防総務課長

次に、施策番号4-3-2「消防・救急体制の充実」に関して、まず、7ページのNo.6-1に

つきましては、「4 年後の目標」欄に過去の救急出場件数や認定救命士の乗車率を記載していることへのご指摘でございます。

ご指摘のとおりでございますので、「4 年後の目標」としましては、回答欄のとおり「認定救命士の乗車率 100%をめざします」との記述とし、救急出場件数や認定救命士の乗車率等につきましては「現状と課題」欄に記載することといたします。

次に、No. 6-2 につきましては、「主な取組」欄の記述について、主語が明確ではないとのご指摘でございます。こちらもご指摘のとおりでございますので、回答欄に記載のとおり内容を改めることといたします。

○危機管理課長

続きまして、7 ページから 8 ページに渡りますが、No. 7 では、施策番号 4-3-3 「水害・土砂災害対策の推進」に関して、主な取組の「情報の収集および伝達体制の充実」につきまして、行政としての具体的な取組内容や狙いが明確に伝わるよう、記述の具体化を検討されることを望みますとのご意見をいただきました。

こちらのご意見につきまして、ご指摘のとおりと考えますので、本市としての「予防対策」となりえます、「総合情報配信システム、全国瞬時警報システム（J アラート）および同報系屋外放送設備等を活用した市民への緊急情報の伝達手段を拡充し、災害時において逃げ遅れ等が発生しないように対策を進めます。また、市民防災マニュアルや防災ハザードマップ※等を活用し市民に対して避難行動等に関する啓発を実施することで、災害時において市民自らが考え、最適な避難行動をとることができるように取組を進めます。」 というような形で、記述を具体化する方向で修正させていただきます。

○まちづくり推進課長

次に、8 ページの No. 8 では、施策番号 4-3-4 「生活者の保護・安全対策の推進」について、まず、「めざす姿」の 2 項目においての冒頭の「警察・行政・地域住民・事業者が連携し」という語句が重複しているようです」というご意見に対する回答につきましては、委員ご指摘のとおり語句が重複しておりますので、不要な部分を削除いたします。

続きまして、「消費生活情報の提供」に関するご意見に関してですが、「主な取組」の「2 消費生活情報の提供」の「出前講座」と指標にある「消費生活講座参加者数」の「消費生活講座」は、同一の講座であるため、「出前講座」を「消費生活講座」に修正しました。

○交通政策課長

次に、施策番号 4-3-5 「交通安全対策の推進」について、No. 9-1 では、「主な取組」の「3 運転免許証の自主返納の推進」について、自主返納はあくまで個人の自主的判断によるものであり、行政が強制する性質のものではない。また、「取組を進めます」という表現も抽象的であり、行政の対応が明確ではない。したがって、「高齢者の交通事故防止に向けて、

運転免許証の自主返納に関する制度の周知や相談支援体制を充実させ、自主返納を促進します。」といった形に修正されることが望ましいとのご指摘に関しては、ご指摘のとおり行政が強制をするものではなく、あくまでも自主的な判断によるものではあるものの、加齢に伴う身体機能の低下などのため運転に不安を感じるシニアドライバーの運転免許証の自主返納を促すことは必要であると考えており、また、後段でご指摘どおり、具体的な取組みの記述が明確ではありませんので、「高齢者の事故防止を図るため、警察などの関係機関と連携して運転免許証の自主返納について周知・啓発を行い、自主返納を促進します。」に修正します。

続きまして、8ページから9ページに渡りますが、No.9-2では、「主な取組」の「6 通学路等の交通安全対策の促進」に「<前略>計画的な交通安全対策を行い、交通安全の確保を図ります。」と記されているが、この表現では「交通安全を確保するための取組を行う」という意味で同義反復になっている。また、「交通安全の確保を図ります」という部分は、行政の施策がわかりにくい。したがって、「交通事故の防止に努めます」など、より具体的で実効性を感じさせる表現が望ましいとのご指摘に関しては、「彦根市子どもの移動経路交通安全プログラム」の策定や「計画的な交通安全対策」を行うことによる結果がわかりにくい表現であるため、ご提案に沿い、文書末尾を「交通事故の防止に努めます。」に改めます。

○会長

ありがとうございます。それでは、第4章の素案について、皆さんからご意見はありますか。

○外海委員

112ページからの施策4-2-3「公園・緑地の整備」について、宅地開発時に整備される小規模な公園の維持管理が、高齢化により自治会で難しくなり、放置公園が増えている現状があります。大きな公園は問題ないのですが、小規模な公園の今後の維持管理について、どのようにお考えになっているのかお聞かせください。

○都市計画課長

基本的には、周辺地の住民の方々にご協力いただくことが原則です。高齢化により進まないというお話もありますが、こちらの方で「年に何回除草しなさい」といった規定は設けておりませんので、できる範囲でのご協力をお願いしております。ご協力いただけない場合は、直営で作業を実施するケースもございます。市として完全に管理を放棄するスタンスは取っておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○的場委員

3点意見があります。

1点目、102ページからの施策4-1-4「低炭素社会・循環型社会の構築」について、市は2050年カーボンニュートラルや2030年の温暖化ガス46%削減目標を宣言していますが、「現状と課題」や「目指す姿」に具体的な数字が出てきません。

特に2030年度の目標は4年後に当たりますので、住民や事業者の意識に入ってくるよう、こうした数字を入れることを検討された方が良いかと思います。

2点目、105ページからの施策4-2-1「住宅施策の推進」と省エネ対策についてです。低炭素化の一番のポイントは建築物の省エネ対策になると思いますが、施策4-1-4の低炭素社会に関して、断熱化に関する記述はありますが、建築物の省エネ対策についてほとんど触れられていません。4-2-1「住宅施策の推進」か4-1-4「低炭素社会・循環型社会の構築」で対策を検討された方が良いかと思います。

3点目、118ページからの施策4-3-1「危機管理対策の推進」について質問です。

観光客増加を目指す中での、発災時における外国人観光客への対応について、現在具体的な施策や取り組みがあるのか教えていただければと思います。

○会長

最初の2点についてはご意見として参考にし、反映した形で修正をお願いします。

3点目の外国人観光客への対応について、担当課の方はおられますでしょうか。

○危機管理課長

発災時における外国人観光客への対応について、具体的な施策や取り組みはありません。

したがって、現在、行っております日本人の方と同様の対応をさせていただくこととなります。

○的場委員

ありがとうございます。

私自身、外国人の防災について研究している大学院生を指導していますが、自主防災組織自体が厳しくなっている中で、外国人を受け入れることは「無理だ」とおっしゃる方が多いです。

言葉の壁や文化の違いもあり、特に観光地では問題になり得ますが、他の有名な観光地でも、その辺りの施策ができていない状況です。

彦根市にも多くの観光客がいらっしゃると思いますので、ぜひご検討された方が良いかと思います。

○会長

ありがとうございます。

観光客に加えて、ベトナムをはじめとした外国人住民もかなり増えておりますので、外国の方に向けた対応は重要になると思います。

ご検討の方よろしくお願ひいたします。

その他、ご質問やご意見はありますでしょうか。

○轟委員

いくつかの箇所にまたがる内容ですが、113 ページの施策 4-2-3「公園緑地の整備」の「主な取組」に、指定管理者や PFI と思われる記述がございます。

第 4 章だけでなく第 5 章にも関連しますが、公共施設の管理に関して、PPP や PFI、指定管理者も含めた公民連携について、市としての今後の展望をご説明いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○働き方・業務改革推進課長

公共施設に関する方針については、150 ページの施策 5-2-3「行財政改革の推進」の「主な取組」に今回追記をさせていただきたいと思っております。

「公共施設の適正化」として 4 本の記載をしますが、そのうちの 1 つが、「民間活用が可能な施設については、サウンディング型市場調査を実施するなど民間との対話を進めます」という記載を加えます。

この対話の中には PPP/PFI の内容も含まれています。

○轟委員

ありがとうございます。後ほど確認させていただきます。

○会長

その他、ご質問やご意見はありますでしょうか。

それでは、第 5 章の説明をお願いします。

○第 5 部会長

それでは、中期基本計画素案の第 5 章について、変更点を中心にご説明いたします。

資料 1 の 134 ページをご覧ください。

第 1 章から第 4 章までは、政策の方向性を示し、その方向性に基づいて施策を実施する構成となっております。一方、第 5 章につきましては、これら 4 つの政策の方向性を効果的に推進していくための「政策推進のための取組」として位置付けております。

内容としましては、人と人との「つながり」を大切にし、市民参加や市民協働、連携の視点をより一層重視しながら、地域に関わる多様な主体が協働し、市民とともに歩むまち

づくりを進めることを基本としています。分野としては、「市民協働・地域コミュニティ」と「行財政基盤」の2つに分かれており、前期基本計画では7つの施策で構成しておりました。

そのうち、施策番号5-1-2「シティプロモーションの推進」につきましては、彦根市シティプロモーション戦略に基づく取組を進めてまいりましたが、目標が一定程度達成されたことから、令和7年度末をもって同戦略を廃止することとなりました。

これに伴い、今回の中期基本計画素案では、当該施策を削除し、あわせて施策番号5-1-1の施策名を「情報発信・魅力発信の充実」へと改めております。

続いて、各施策の主な変更点についてご説明いたします。

135ページをご覧ください。施策番号5-1-1「情報発信・魅力発信の充実」についてです。

指標のうち「WEB版広報ひこね閲覧数」については、令和6年度より、広報ひこねの記事の一部をトピックスとして市ホームページに掲載することで閲覧数が大きく伸び、一定の目標を達成いたしました。このことから指標を「WEB版広報ひこね記事掲載数」に変更しております。

今後は、より内容を充実させ、市内外から共感や憧れを得られる発信を目指します。

この方向性は、令和5年度の総合政策推進協議会で「市民の興味を引く情報発信」とのご意見をいただいた点を反映したものです。

また、市民と連携し、市民目線からの魅力発信を進めるため、新たに「広報ひこねピックアップにおける市民への取材記事掲載数」を指標に加えております。

139ページをご覧ください。施策番号5-1-2「地域コミュニティの強化・担い手育成」についてです。

4年後の目標のうち、「美しい彦根創造活動」については令和6年度で条例を廃止し、令和7年度末で事業を終了する予定のため、記載を削除しております。

一方で、自治意識の醸成など地域コミュニティの活性化につなげるための環境整備を進める旨を新たに追記いたしました。

また、令和6年度の総合政策推進協議会で「NPOやボランティアは財政基盤が弱い」とのご意見をいただいたことを踏まえ、活動のための財源にかかる支援として、クラウドファンディングの活用支援等数を指標に加えております。

141ページをご覧ください。施策番号5-2-1「交流人口・関係人口増加策の推進」についてです。

指標「移住施策による市外からの移住者数」を「社会増減数」に改めました。

これまで、「移住者」を補助金や相談窓口を活用して転入された方と定義しておりましたが、人口の増加は全庁的な取組であり、市としてより広く人口の動向を把握する必要があることから、指標を変更いたしました。

143ページをご覧ください。施策番号5-2-2「広域連携の推進」についてです。

主な変更点は、令和7年4月1日付で定住自立圏の共生ビジョンを改訂したことに伴い、

その内容に合わせて全体的な修正を行っております。

また、情報政策に関する部分では、「自治体システムの共同化」について、高島市との基幹系システムの共同利用に関する記載を削除しています。

これは、全国的にシステム標準化が進み、ガバメントクラウドへの移行が予定されているためです。

148 ページをご覧ください。施策番号 5-2-3 「行財政改革の推進」についてです。

めざす姿として、ふるさと納税や企業版ふるさと納税を活用した自主財源確保に加え、企業誘致や人口増加による取組を基本として進めていく旨を明記しました。

また、指標は「公共建築物の総延べ床面積の削減率」を「公共建築物の総延べ床面積」に改め、新たに「行政事務のオンライン化の種類数」を追加しております。

152 ページをご覧ください。施策番号 5-2-4 「総合計画の推進と社会変化への対応」についてです。

「社会変化への対応」の部分については、行政デジタル化の進展を踏まえ、現状と課題、主な取組の記載内容を現状に即して修正しております。

また、人口に関する指標については、「第二期彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン」および国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口の値に基づき修正を行っております。

以上が、中期基本計画素案における第 5 章の主な変更点でございます。

○広報戦略課長

続きまして、事前にいただいたご意見についての回答をいたします。

資料 2 「事前質問・意見に対する回答一覧」 10 ページをご覧ください。

1 つ目の 135 から 136 ページ記載の施策番号 5-1-1 「情報発信・魅力発信の充実」につきまして、現状と課題の 3 つ目、目指す姿の 2 つ目、4 年後の目標の 2 つ目、主な取組の多様な主体との連携による取組のそれぞれに記載しています「市民との連携」という表現について具体的な例示をした方がよい旨のご意見をいただきました。

地域の魅力発信は、行政からの一方的な情報発信だけでは、市内外の人々から深い共感や関心を得ることは難しく、市民の声や視点を取り入れた多面的な情報発信が効果的であると考えています。そのため、「市民と連携」については、市民へのインタビューや市民団体の活動現場での取材などを通じて、市民のリアルな声や体験を積極的に収集し、それらを魅力発信に活用することを想定して記載をしていました。

委員のご意見のとおり、実施イメージがより明確となりますよう、記載を改めたいと思います。

次に、2 つ目の 137 から 138 ページ記載の「シティプロモーションの推進」につきまして、中期計画で、計画から削除しました件について説明いたします。

彦根市総合計画前期基本計画に記載しています、シティプロモーション推進については、

令和元年度から、彦根市シティプロモーション戦略に基づく取組を進めてまいりました。この戦略で定義するシティプロモーションは、行政が観光誘客のために行う観光プロモーションではなく、市民の視点を重視したまちの魅力や人の想いを市民にも伝える取り組みです。

彦根の魅力を発信したいという市民の思いや日々の取組にスポットライトを当てることで、その思いの背景にある彦根の魅力や、これらの取組の原動力となっている彦根の力を改めて市民に共有し、感じてもらうことに注力し、市民の一人ひとりが持っている街をよくしようという思いを互いに盛り上げて行動や挑戦を後押しするのと同時に、その行動を応援し伴走する人が増えていくという活動を推進して、人にお勧めしたい、まちづくりに関わりたい、まちをよくしてくれる人を応援したいという熱や想いの高まりを目指しており、その熱や想いを市内外に発信し、共感を得て、さらなる活動につなげる循環をつくることが狙いです。

この戦略は、彦根市シティプロモーション戦略推進委員会という公募市民で構成された委員会が主体となって活動していますが、令和2年度の同委員会発足時は19人だったものが今年度は39人と新しい方を巻き込み増えてきており、これまで市民との協働による取り組みの実施や、その取り組みがインターネットやパネル展示などで発信され、共感をもつた市民が戦略推進委員会に新たに加わるといった流れが生まれてきていることからも、シティプロモーション戦略推進委員会の活動が実を結んでいるものと言えます。そしてそれは、7年間の取組を通して、戦略の目的である「市民がまちに誇りと魅力を感じ、その思いが形となって動きだす仕組みづくり」というサイクルを、市民自身が回すノウハウを培ったということを示しており、結果、戦略の役割を一定程度果たすことができたと考えています。

したがって、戦略としての立ち上げ期には一定の目途が立ったことから第2期戦略の役割を一区切りと位置づけ第3期の戦略の策定は見送ることとしました。

これに伴い、中期基本計画素案においては、当該施策を削除したものです。

○まちづくり推進課長

次に、10ページの3番では、「地域コミュニティの強化・担い手育成」に関して、今回、委員からご指摘いただきました「主な取組」の記載内容について、それぞれ具体的に明記をする方向で修正したいと考えております。

まず1点目の、「どのような方法で活動基盤を充実させるのかが明示されていない」とのご指摘につきましては、学習機会の創出、団体間の交流支援、補助制度の改善、クラウドファンディング活用の支援など、人、資金、情報の三つの側面を念頭に、具体的な支援の方向性を追記することいたします。

2点目の、市の役割が明確ではないとのご意見につきましては、地域内の様々な主体が連携して地域課題に取り組む際に、課題の整理や情報共有の促進、連携の場づくりを通じて

市が「つなぎ役・支援役」を果たす姿勢を明示する方向で修正を行い、方針が分かりやすく示されるよう整理してまいります。

3点目の、中間支援組織を明示すべきとのご指摘に関して、本施策で想定している組織として、市民活動に関する情報発信や相談受付、交流イベントの実施などを行っている「ひこね市民活動センター」を具体的に記載する方向です。あわせて、ボランティア活動に関わる支援の取組を進めておられる「彦根市社会福祉協議会」とも連携を深めさせていただき、各団体の自立的な運営やネットワークづくりを促進していく旨を追記することで、施策の実効性がより高まる記述としたいと考えております。

○企画課長

4点目のご意見、141ページからの施策番号5-2-1「交流人口・関係人口増加策の推進」についてです。

施策名が「交流人口・関係人口増加策」となっているものの、内容を見ると「定住人口」まで含む方向性が示されていること、また、施策方針では「交流人口→関係人口→定住人口」という運動的な流れを重視している一方、「主な取組」では各人口区分を個別に扱っており、段階的なつながりが読み取りづらい、といった点をご指摘いただきました。

これらにつきまして、ご指摘を踏まえ、施策名を「交流人口・関係人口・定住人口増加策の推進」に改めることといたします。

また、「主な取組」では人口区分ごとに整理していますが、実際の施策推進においては、観光や通勤・通学などで本市を訪れる方が興味・関心を持ち、ふるさと納税などの関わりを経て、最終的に移住・定住へつながるという、一連の流れを想定しています。

具体的には、観光施策、ふるさと納税、移住支援施策に加えて、世界遺産登録に向けたPRなど、分野横断的な取組を組み合わせ、交流人口・関係人口の拡大を図ってまいります。

ご指摘のとおり、現状の記載ではやや断片的に見える部分もありますので、「主な取組」の「1. 推進体制の整備」の記載を、「交流人口の増加から定住人口に至る流れを、関係課で連携して分野横断的にPRを行うなど、推進体制の整備を進めます」と改めることといたします。今後、事業化や具体化の段階において、各取組の運動がより分かりやすく示せるよう工夫してまいります。

5点目のご意見、143ページからの施策番号5-2-2「広域連携の推進」についてです。

周辺市町と連携する事業が他施策にも存在する中で、本施策に掲載される取組とされないものが混在しており、掲載基準が不明瞭に見えること、また、記述スタイルについても「連携して○○する」という表現が多く、目的が分かりづらいため、「○○するために連携する」といった形に統一してはどうか、といった点をご指摘いただきました。

これらにつきましては、本施策の「主な取組」には、彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町で形成する湖東定住自立圏に基づく取組を中心に記載しています。文中で「圏域」と記載している部分は、この湖東定住自立圏を指しており、指標についても圏域全体の人

口を設定しています。

また、記述の文体につきましては、前期基本計画の策定時に、審議会において語尾の書き分け基準を定めており、全施策で統一的に運用しているところです。そのため、中期基本計画でも原則として現行基準に沿った表記としていますが、ご指摘の趣旨を踏まえ、内容面での分かりやすさの向上には引き続き努めてまいります。

○働き方・業務改革推進課長

次に、148 ページから 150 ページの施策 5-2-3「行財政改革の推進」へのご質問について、ご説明いたします。

本件のご指摘としては大きく 2 点をいただきました。

まず、本件の計画文書における表現の客観性や明確性について、でございます。

148 ページの 3 つめに記載されております歳入関連の「社会的な動向に左右される財源」、そして 149 ページの「めざす姿」のひとつめ、「王道の取組」といった表現につきましては、行政計画として抽象的な印象を与えるおそれがあるとのご指摘をいただきました。

この点について、ご指摘を踏まえまして、こうした表現を避け、より具体的かつ客観的な表現に修正させていただきます。

具体には、148 ページの「現状と課題」においては、当該箇所を削除し、安定的な財源確保の必要性を示すため、「ふるさと納税をはじめとした自主財源の確保に努めること」を追記いたしました。

また、149 ページの「めざす姿」においては、「王道の」の当該箇所を削除しました。

次に、指標の具体性についてでございます。

149 ページ一番下にございます、新たに設定しました「公共建築物の総延べ床面積」の指標に関連し、「4 年後の目標」、それと「主な取組」について、それぞれ具体的な施策を明示がない旨のご指摘をいただきました。本件についても、ご指摘のとおりと思われますので、これに対する修正をさせていただきます。

具体的には、149 ページの「4 年後の目標」では、施設の必要性、配置バランス、老朽化の状況を検証し、必要に応じて施設を統廃合することで、総量の適正化をめざすことを追記いたします。

さらに、150 ページの「主な取組」については、項目として「公共施設の総量の適正化」を新たに追加し、4 つの方針で整理しております。

一つ目として、施設の必要性や配置バランス、老朽化の状況の検証結果を市ホームページ等で市民と共有すること

二つ目として、必要に応じて施設の統廃合を行い、総量の適正化に努めることを、

三つ目として、民間活用が可能な施設については、サウンディング型市場調査を実施するなど、民間との対話を進めること

四つ目として、持続可能な施設運営のため、経費削減の工夫や受益者負担の適正化、事

業収入の確保に努めること

を追加いたしました。

これらの修正により、指標と取組内容との対応関係をより明確化し、計画全体の一貫性を高める記述とさせていただきます。

○企画課長

7点目のご意見、152ページからの施策番号5-2-4「総合計画の推進と社会変化への対応」についてです。

「主な取組」に記載している「2 行政デジタル化の推進」という表現について、行政デジタル化はDXの前段階であり、行政の価値や構造を転換するという趣旨からすると、「行政DXの推進」とする方が適切ではないか、というご指摘を頂戴しました。

これにつきましては、ご指摘のとおり、表現を『2 行政デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進』へと改めさせていただきます。

○会長

ありがとうございます。それでは、第5章の素案について、皆さんからご意見はありますか。

○水口委員

145ページの学校給食について質問です。

学校給食が無償化されるという中で、現状、中学校は給食センター方式だと思いますが、小学校の給食の供給はどのようにになっているのか、今後の見込みについて教えてください。

○企画課長

担当の教育委員会が本日出席しておりませんので、詳細の方針は確認できませんが、現在は、中学校はセンター方式、小学校は各校での委託化と直営での給食の提供という方針になっております。

○会長

他にご意見はございますでしょうか。

○轟委員

公共施設の件と、もう1点ご意見させていただきます。

公共施設については、管理計画は面積削減に主眼が置かれがちですが、本来、セーフティネットとして必要な市民サービスやまちづくりのあり方と照らし合わせた議論をするべきです。

PPP や PFI、指定管理者についても、経費削減のためだけではなく、公民連携という形で官民のノウハウや連携を図っていく位置づけの中で考えていって欲しいと思います。

もう 1 点、152 ページからの施策 5-2-4 「総合計画の推進と社会変化への対応」の DX 化の話に関連して、組織が大きくなるにつれてセクショナリズムが強くなり、施策間や部署間の連携が難しくなるのは問題です。

小規模な自治体の方が連携が図られやすいという側面もあります。

この総合政策推進協議会のように、産官学金労言・福祉・教育の連携や施策間の連携を図りながら総合的に施策を推進していくというあり方を、しっかり据えていくべきではないかと思います。

県でもセクショナリズムが問題になっていますが、彦根市の規模なら叶うことがたくさんあるはずです。

施策間での連携や公民の連携を踏まえた計画であってほしいと意見させていただきます。

○会長

委員からのエールとして受け取らせていただきます。

パブリック・プライベートの連携、部署間連携、施策間連携は容易ではないことだと思いますが、強く意識して市として進めなければと思います。

他にご意見はございますでしょうか。

それでは、本日の協議会での意見を踏まえた上で、各部会を中心に中期基本計画策定に向けて検討をいただきますようお願いします。

続きまして、議題(2) その他事務連絡等でございますが、事務局より何か連絡事項はございますか。

○事務局

それでは、事務局からその他連絡事項として、今後のスケジュールについてご説明いたします。

委員の皆さんには、2 回にわたって総合計画中期基本計画素案の内容についてご意見をいただきありがとうございました。

協議会でいただいたご意見につきましては、庁内において検討を進め、素案に反映してまいります。また、ご意見を反映したうえで、来年 2 月頃を目途に中期基本計画素案に対する意見公募を実施し、市民の皆さんから幅広くご意見を募集する予定です。

その後、総合計画検討委員会で中期基本計画の内容を確定し、来年 3 月末に公表を予定しております。その際には、委員の皆さんにも完成版をお送りさせていただきますので、引き続きどうぞよろしくお願いします。

事務局からの説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に対して、何かご質問等はありますか。

ないようですので、これを持ちまして、本日の次第にありました議題は終了いたしました。お疲れ様でした。